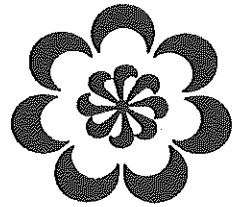


令和2年度

事業計画書



社会福祉法人 永光会

法人本部

1. はじめに

令和2年度は、以下の三項目を重点に取組みを進めたい。

1. 人事考課制度の導入

これまで準備を進めてきた人事考課制度を導入する。

導入の目的は、単に職員の賃金や賞与を決めるだけのものではなく、法人の基本理念の徹底や法人の求める職員資質の可視化、さらに職員個々の目標設定と達成のための支援をとおし、職員のモチベーションアップや職場定着率の向上につながることを期待する。

2. 新中期計画（H30～R4）の中間見直し

新中期計画の中間年度にあたるが、計画策定時とは取り巻く諸環境が激変しており、見直す必要に迫られている。今年度前半で中間見直しを行い、今後の展開策を示したい。

3. 「地域における公益的な取組」

社会福祉法人の責務としての「地域における公益的な取組」については、実施事業の充実とさらなる地域ニーズの掘り起こしを進めていき、地域から信頼される法人を目指す。

2. 永光会基本理念

春 風 致 和

昭和61年
春
真下玄永

致和
和風

(昭和61年、法人認可の年に初代理事長真下玄永の揮毫)

3. 永光会行動指針

社会福祉法人永光会は、「社会・地域における福祉の充実・発展」に寄与することを指名とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な地域課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人を目指す。

この使命を果たすため、次の行動指針に基づく経営を実施する。

I. 利用者に対する基本姿勢	III. 福祉人材に対する基本姿勢
1. 人権の尊重	7. トータルな人材マネジメントの推進
2. サービスの質の向上	8. 人材の確保に向けた取組みの強化
3. 地域との良好な関係の継続	9. 人材の定着に向けた取組みの強化
4. 生活環境・利用環境の向上	10. 人材の育成のための研修等の強化
II. 社会に対する基本姿勢	IV. マネジメントに対する基本姿勢
5. 地域における公益的な取組の推進	11. コンプライアンスの徹底
6. 地域の協力を得るための情報の発信	12. 組織統治（ガバナンス）の確立
	13. 健全な財務規律の確立

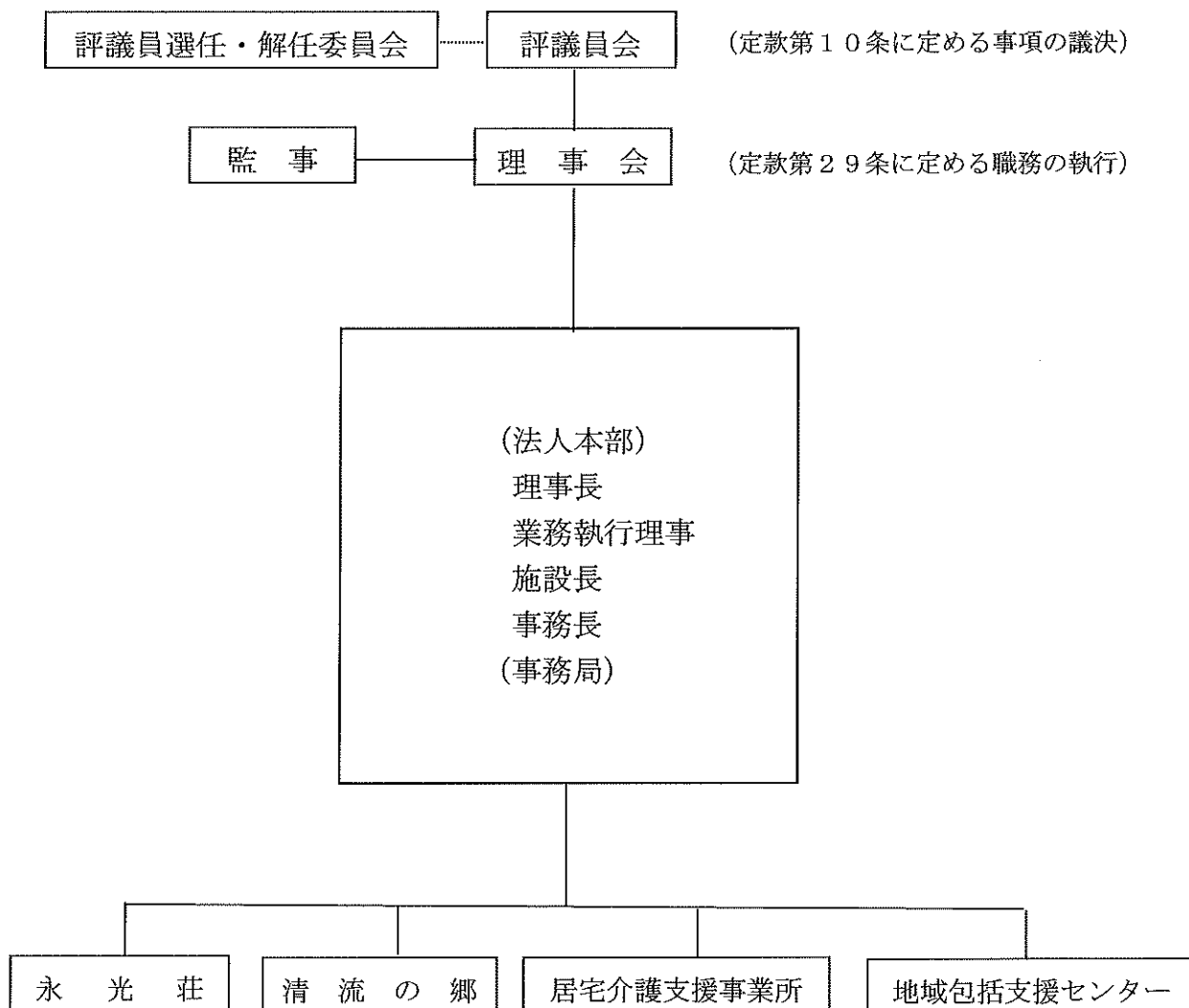
4. 永光会倫理綱領

社会福祉法人永光会は、法人の基本理念に基づき、高い公共性と倫理性に立脚し、利用者はもとより地域社会における福祉充実に主導的に取り組むよう努めるため、ここに倫理綱領を定める。

1. 個の尊厳に基づく利用者の自己決定を最大限尊重し、利用者中心の福祉サービスの提供に努める。
2. 常に公平・公正な法人運営に努め、先駆性・独自性を探求し、地域社会の広範な期待に応える。
3. 法人・施設の総力を挙げて、公益的な取組を推進し地域福祉の発展に寄与する。
4. 社会福祉の専門家として、創造性と開拓性を発揮できるよう自己研鑽を積み、資質の向上に努める。
5. プライバシーポリシーに基づき、個人情報の保護および適正な管理を行う。

5. 永光会組織

法人組織を、以下のとおりとする。



(「永光荘」、「清流の郷」、「居宅介護支援事業所」及び「地域包括支援センター」の組織図は夫々の事業計画書に示す)

6. 法人本部事業

(1) 評議員会および役員会等の運営

永光会の運営並びに新中期計画に基づく各種事業の執行のため、定めに応じ評議員会、役員会等を開催する。

- *評議員会：定時評議員会 令和2年6月
臨時評議員会 定款第10条に定める事項の発生時
- *役員会：第1回 前年度事業報告、決算報告 令和2年5月
第2回 補正予算編成及び職務執行状況の報告（2回以上）
第3回 次年度事業計画、予算 令和3年3月
- *監事監査：監事報告の作成 令和2年5月
- *評議員選任・解任委員会：開催の必要が生じた時

(2) 法人運営会議の開催

永光荘、清流の郷、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの経営に関し直面する諸課題の具体的な執行推進（1回/月）。

*構成員：理事長、施設長、事務長および参加の必要な職員。

1) 新中期計画の中間見直しの実施

- ①部門ごとの展開計画（採算を含めた）の見直し（～9月）。
第2回役員会に上程。
 - ②地域包括支援センターの次期運営受託の検討（応募期間6月～7月上旬）
臨時役員会に上程。
- 2) 各部門の令和2年度事業計画のフォローと推進（通年）。
- 3) 日常的に発生する諸課題のうち、法人内で統一すべき事項の決定と徹底（通年）。

(3) 法人行動指針の基本姿勢に沿った具体的な取組み。

1) 法人組織のガバナンスの強化

- ①理事及び評議員の定数増と交代を含め新規者選任（年度当初）。
- ②業務執行理事の業務の明確化（定款細則の改定～6月）。
- ③法改正等に準拠した諸規程・規則等の迅速な改定（法改正後1カ月以内）。
- ④人事考課制度導入に伴う関連規程、規則の改定と「評価基準手引き」の制定（～9月）
- ⑤永光会基本理念・運営方針・倫理綱領等の職員への徹底（通年）。
具体策については、それぞれの事業計画に示す。

2) 事業運営の透明化（広報委員会担当）

①財務諸表等の経営情報の積極的開示（改定の都度）。

- a 永光会たよりの他、法人ホームページ、全国社会福祉法人経営者協議等の電子開示システムを活用した開示。

②法人情報の地域への発信。

- a 広報誌「永光会たより」の発行（4回／年）。
- b 法人ホームページでの発信（1回以上／月）。
- c マスコミへの情報提供（通年・随時）。

3) 財務規律の強化

①安定した収益の確保かつ公正な支出による健全な財政基盤の確立及び法人財産の適正管理。

②新中期計画の中間見直しと長期的視野に基づいた財務計画の再検討（～9月）。

③社会福祉充実残額の継続算定。

4) 地域における公益的な取組の推進

①県、県社協、市社協等の事業への参画。

- a 群馬県ふくし総合相談支援事業「なんでも福祉相談」相談員登録7人。
- b 県災害福祉支援ネットワーク事業への参画。
- c 渋川市社会福祉法人連絡会による事業への参画。

②永光会の単独の取組。

- a 福祉有償運送事業継続実施。
- b 高齢者介護サロン（カフェ永光荘）の継続開催（1回／月）。
- c 古巻地区自主防災連絡会等への参画（永光荘）。
- d 施設の介護ノウハウの地域への提供。
小中学生を対象とした車いす体験、職場体験学習等（永光荘、清流の郷）
- e 社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の継続実施。
- f 清流の郷における新たな「公益的な取組」事業の推進（～9月 1事業以上）。

5) 人材確保と定着に向けた取組み

①人材確保の取り組み『新規卒業者と外国籍学生対象』。

- a 実習生の積極的受入れ、情報交換会や就職説明会への参加。
- b 介護職員養成校の学校評議員に永光会職員就任（令和元年～）。
- c 高校や養成校への永光会職員の講師派遣。
- d 各種修学資金の法人保証の引き受け。永光会就職準備金等制度のPR強化。

- ②人材確保の取組み『中途採用者対象』。《求職者から選ばれる職場づくり》
- a 働きやすい職場環境の整備とPR（職場説明会、ホームページ、パンフレット等）。
 - b シルバー人材センターとの連携強化。地域へのきめ細かな求人情報の提供。
- ③人材の定着と育成に向けた取組み。
- a 人事考課制度導入により「自分で考えて自分で成果を上げられる人財」の育成。
 - b 「働き方改革」法等に則り労働環境を整備し、働きやすい職場を作る。
ストレスチェックや健康診断に実施。福利厚生事業の見直し（～9月）。
 - c 介護ロボットの実証実験を重ね本格導入を検討（腰痛予防対策）。
 - d AI技術、ICT技術の導入検討を行い、省力化を推進（新中期計画見直し項目）。

《法人検討委員会》

委員会名	責任者	会議内容	実施回数
法人運営会議	眞下誠治	永光荘、清流の郷、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの経営に関し直面する諸課題の具体的な執行推進	1回/月
広報委員会	河田功一	広報誌「永光会たより」の発行 その他法人の広報に関する事項の検討及び決定	1回/月
人事考課検討委員会	村上忠明	人事考課制度の導入及び運用に関する事項の検討及び提案	1回/月

新中期計画

H30(2018)～R4(2022)5カ年

H30(2018)～R4(2022)

社会福祉法人 永光会

区分	計画項目	具体的内容	基本姿勢(※)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	F2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	備考	
本部	人材確保、定着・育成	新卒者・中途者・外国人等積極的な働きかけ ①人事考課制度、②人材育成・福利厚生等	Ⅲ-7 Ⅲ-8、9、10	育成校との関係強化	①検討委立上げ②人材育成実施 ③人材育成委員会	外国人採用 働き方改革推進	①実施 ソフト検討	①制度見直し		確保策は継続	
	人事、会計管理の統合	採用、異動、会計業務の一元化	Ⅲ-7、Ⅳ-13	一元化準備完了	会計の一本化	人事一元化	ソフト検討			採用、異動は順次	
	情報発信、情報公開	①広報、②HP等、③パンフ	I-3、II-5、6			①パンフ制作 ②パンフ制作 ③パンフ制作	③パンフ見直し			情報公開随時	
	地域における公益的な取組	県・市社福祉法人連絡会参画、福祉有償運送	II-5	県・市連絡会参画	県ふくし総合相談室	市社福祉法人連絡会参画	法人独自の取組み、拡大				福祉有償運送拡大、継続
	法令遵守、組織統治	定款、規程の管理、県・市実地指導受審	IV-11、12	規程類の棚卸	規程の見直し、実地指導						評議員会定款・適宜附権
	健全な財務規律の確立	適正な支出管理の確保、法人財産の管理	II-5、IV-13	電子開示実施	財務計画策定				見直し		社会福祉施設経営改善年報策
	永光荘 施設整備	建物の見直し、地域密着サービス事業の検討	I-2、4		検討委員会立上げ	⇒検討実施			着工		地域密着については適宜
	清流の郷 施設整備	特養増床、地域密着サービス事業の検討	I-2、4		検討委員会立上げ	⇒検討実施		増床中止	再検討		地域密着については適宜
	介護業務省力化	①介護ロボット②記録等IC化	Ⅲ-9、Ⅳ-13					①、②導入			施設の閉鎖状況によって時期変更
	評議員・役員等	改選	IV-12	評議員・役員改選			役員改選	評議員・役員増員	評議員・役員改選		
永光荘	大規模修繕、設備更新・導入	①温冷配膳車更新②浴室の増設・改修 ③ベッド、車いす等備品④ボイラー・地下タンク 受水槽	I-2、4 I-2、4				①(一次・三次循環)取替 ②検討 ③④(受水槽)取替(取替時期)	② ③		②は、施設整備と連動する ③ボイラー・地下タンクの取直し	
	サービスの質の向上	①運営規程の見直し②第三者評価受審	I-1、2、4		①見直し			①見直し、②受審		マニュアル随時見直し	
	大規模修繕、設備更新・導入	①給湯器更新②大型洗濯機 乾燥機更新③浴室改修	I-2、4			①(一次)、②(一次)	①(二次)、②(二次)、③(一次)	①(二次)、②(二次)			
	清流の郷	④ペラダダ板、壁補修塗装⑤ダイ中庭フロア化	I-2、4					④	⑤		
居宅	サービスの質の向上	①運営規程の見直し②第三者評価受審	I-1、2、4	②	①見直し			①見直し	②受審	マニュアル随時見直し	
	地域包括ケアシステム	①運営規程の見直し②連携体制構築	I-3、II-5	名称変更準備	①見直し②実施	⇒		①見直し		二一ズ把握・体制構築	
地域包括	運営受託	支援ネットワーク構築	I-3、II-5	委託契約完了	運営開始		契約見直し			支援ネットワーク構築	
	①茨川市高齢者福祉計画 ②群馬県高齢者保健福祉計画				①第7期介護保険事業計画 ②第7期予算計画			①第8期介護保険事業計画 ②第8期予算計画			
厚労省	制度見直し				介護報酬改定			介護報酬改定			

※ 基本姿勢とは、下記の永光会行動指針に対応する。

- I. 利用者に対する基本姿勢
1. 人権の尊重
 2. サービスの質の向上
 3. 地域との良好な関係の構築
 4. 生活環境・利用環境の向上
- II. 社会に対する基本姿勢
5. 地域における公益的な取組の推進
 6. 地域の協力を得るための情報発信
- III. 福祉人材に対する基本姿勢
7. トータルな人材マネジメントの推進
 8. 人材確保に向けた取組みの強化
 9. 人材定着に向けた取組みの強化
 10. 人材の育成のための研修会等の強化
- IV. マネジメントに対する基本姿勢
11. コンプライアンスの徹底
 12. 組織統治(ガバナンス)の確立
 13. 健全な財務規律の確立

